

【 V 利用上の注意 】

2019年全国家計構造調査の統計表をみる際は、以下の点に御留意ください。
 また、詳細については、総務省「2019年全国家計構造調査 利用上の注意」を御確認ください。
 (<http://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/kekka.html#kekka>)

1 調査時期（家計収支に関する結果）

2019年全国家計構造調査の「家計収支に関する結果」は、原則として10月・11月の収支を調査した結果であり、通年の収支を調査したものではありません。家計収支には季節性がありますので、10月・11月の収支内容がそのままその年の収支内容を代表するものとはなりません。また、2019年10月の消費税率改定など、制度変更の影響にも御留意ください。

2 調査の範囲

2019年全国家計構造調査は、全国から無作為に選定した約90,000世帯を対象として実施しましたが、次に掲げる世帯は、世帯としての収入と支出を正確に計ることが難しいことなどの理由から、調査の対象から除外しています。

- ・ 料理飲食店、旅館又は下宿屋（寄宿舍を含む。）を営む併用住宅の世帯
- ・ 賄い付きの同居人のいる世帯
- ・ 住み込みの営業上の使用人が4人以上いる世帯
- ・ 外国人世帯（世帯に日本語での調査票記入ができる者がいない世帯）
- ・ 学生の単身世帯
- ・ 15歳未満の単身世帯
- ・ 社会施設又は矯正施設の入所者（例：介護保険施設）
- ・ 病院及び療養所の入院者
- ・ 自衛隊の営舎内居住者

3 集計体系による結果の違い

2019年全国家計構造調査において作成する統計は、下表の集計体系によって構成されています。

集計体系	家計総合集計体系	所得資産集計体系
集計対象世帯	基本調査 家計調査世帯特別調査(※1) 全国単身世帯収支実態調査(※2)	簡易調査 基本調査 家計調査世帯特別調査 全国単身世帯収支実態調査(※2)
集計に用いる調査票	家計簿(10月)(※1)(※3) 家計簿(11月)(※3) 世帯票(※3) 年収・貯蓄等調査票(※3)	世帯票(※3) 年収・貯蓄等調査票(※3)
標本規模	約4.8万世帯	約9.2万世帯
公表体系	家計収支に関する結果 年間収入・資産分布等に関する結果	所得に関する結果 家計資産・負債に関する結果 年間収入・資産分布等に関する結果

※1 「購入先」及び「購入地域」を調査していない。

※2 全国・都道府県集計では集計対象に含め、県内経済圏・15万以上市集計では集計対象に含まれない。

※3 家計調査世帯特別調査では、「家計調査世帯特別調査票」と家計調査の「世帯票」、「年間収入調査票」、「貯蓄等調査票」、「家計簿」により調査している。

集計体系により集計に用いる調査票や調査対象世帯が異なるほか、同じ集計体系でも統計表により主な目的として集計する項目が異なるため、集計対象が異なる場合があります。例えば、分類項目「購入先」又は「購入地域」を含む統計表では、11月分家計簿のみを集計対象とし、10月分家計簿は集計に含めていません。このため、10月分及び11月分家計簿を集計に用いる統計表（分類項目「購入先」又は「購入地域」を含まない統計表）とは、同じ「消費支出」でも金額が異なります。

4 標本誤差

全国家計構造調査は標本調査であり、結果には標本誤差が含まれます。一般には、標本規模が小さいほど標本誤差が大きくなりますので、利用に当たっては統計表の集計区分ごとの「集計世帯数（概数）」の違いに留意が必要です。

また、購入頻度の少ない高額商品・サービスの支出（例：「自動車購入」）については、その購入頻度の少なさから集計結果の誤差が大きくなる場合があります、調査結果の利用に当たっては注意が必要です。

（参考）2019 年全国家計構造調査では、都道府県別消費支出（総世帯）について、集計世帯数800世帯程度の場合で標準誤差率が3%程度となることなどを目標に標本設計がなされています。

5 2014 年調査との時系列比較

2019 年全国家計構造調査の実施・集計に当たっては、調査方法の変更、乗率作成方法の変更等が行われました。このため、2019 年調査結果を前回調査（平成26 年（2014 年）全国消費実態調査）の結果と時系列比較する場合は、時系列比較に適するよう再集計した『平成26 年全国消費実態調査 2019 年調査の集計方法による遡及集計』を御利用ください。

6 総数と内訳の計・分類項目ごとの留意事項

原則として不詳の世帯は総数にのみ含み、内訳項目には含まれないこと、四捨五入による端数の調整を行っていないことから、総数と内訳の計は必ずしも一致しません。

7 統計表中に使用している記号・秘匿

（1）記号の凡例

- 統計表中に使用されている記号等は、以下のとおり。
 - ・ 「-」は、該当数値のないことを示す。
 - ・ 「0」（0.0、0.00）は、表章単位未満の数値であることを示す。例：0.04 → 0.0
 - ・ 「X」は、該当数値が秘匿されていることを示す。
- 統計表の表題の中の「・」は、前後の分類項目が組み合わされていないことを示す。また、表題の中の「、」は、前後の分類項目が組み合わされていることを示す。

（2）秘匿処理

調査世帯の回答の秘密を保護する観点から、集計世帯数が2.5未満のときは、金額等を「X」と表章している。

また、「集計世帯数」が1（世帯）となるセルを特定できないようにする観点から、「集計世帯数」は概数を表章している。具体的には、集計世帯数が5未満のときは「X」と表章し、集計世帯数が5以上のときは1の位で四捨五入して表章している。

（例：集計世帯数7世帯 → 「集計世帯数（概数）」に「10」と表章）